

鹿屋市告示第 331 号

鹿屋市任意予防接種実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 8 年 7 月 3 日

鹿屋市長 郷 原 拓 男

令和 8 年 7 月 3 日 決 裁

鹿屋市任意予防接種実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市任意予防接種実施要綱（平成30年鹿屋市告示第265号）の一部を次のように改正する。

別表インフルエンザの項を次のように改める。

|             |       |                       |    |        |               |
|-------------|-------|-----------------------|----|--------|---------------|
| インフルエ<br>ンザ | 皮下注射  | 接種日において生後6か月以上13歳未満の者 | 2回 | 2,000円 | 10月から翌年1月末日まで |
|             |       | 接種日において13歳以上19歳未満の者   | 1回 | 2,000円 |               |
|             | 鼻腔内噴霧 | 接種日において2歳以上19歳未満の者    | 1回 | 4,000円 |               |

附 則

この要綱は、令和8年7月3日から施行する。